

みずき&ビークス社会保険労務士法人報酬規程

2019年(令和元年)10月現在 (税込み)

■ 顧問報酬月額表(概算額)

社員数	手続きまで含む	相談業務のみ
1人～4人	16,500円	6,600円
5人～9人	22,000円	11,000円
10人～19人	38,500円	22,000円
20人～39人	55,000円	33,000円
40人～59人	71,500円	38,500円
60人～79人	88,000円	44,000円
80人～99人	99,000円	52,800円
100人～149人	121,000円	57,200円
150人～199人	154,000円	66,000円
200人～299人	176,000円	88,000円
300人～399人	231,000円	99,000円
400人～499人	286,000円	110,000円
500人～	ご相談	ご相談

<備考>

- ① 社員数には、役員・パート社員も含まれます。パート社員は2分の1のカウントになります。
- ② 「相談業務のみ」は、手続き業務は社内で行なっていただき、ご相談だけ承る契約です。
- ③ 「手続きまで含む」は、相談業務以外に手続きもお引き受けする契約です。
- ④ 手続きまで含む場合も、就業規則等諸規程作成、賃金体系の変更、助成金請求等については、契約により、別請求となります。
- ⑤ 契約により、毎月定期で行わない手続き業務（例えば、時間外労働協定届、労災の事故の届出、労働保険料概算確定申告書、算定基礎届等）について、別請求とすることにより、毎月の顧問報酬を低くすることもできます。
- ⑥ 上記の表は、一般的な業務量の場合です。御社の業務量に応じて若干上下することがあります。具体的にお問い合わせください。

■ 標準的な継続顧問料

例1)	社員数 25 名(事業主・パート含む)の顧問契約と給与計算 顧問料 (1ヶ月)55,000 円 給与計算 (1ヶ月)33,000 円 合計 88,000 円
例2)	社員数 45 名(事業主・パート含む)の顧問契約(高齢社員が多い) 顧問料 (1ヶ月)77,000 円 高年齢社員が多い会社は、手取り給与額シミュレーション、賃金設定、高齢継続雇用登録などの手続きが多いため、一般水準より高いのですが、高齢者の関係は、法律改正が多く複雑なので専門家に任せたほうが得策です。
例3)	社員数 10 名(事業主・パート含む)の顧問契約 顧問料 (1ヶ月)33,000 円
例4)	社員数 2 名(事業主と社員 1 名)で業務量が少ないので手続ごとの契約。 事務組合費 (1ヶ月)5,500 円 (事業主の労災保険加入と労働保険関係事務) 社会保険関係手続は、その都度 1 回原則 6,600 円

■ 給与計算事務

基本料金	月額 11,000 円～33,000 円 人数 4 人を超えると1人毎に 550 円～1,100 円プラス
------	--

以下の条件によって、金額が変わりますので、個別に見積もりを致します。

1. タイムカード等の集計が必要かどうか
2. 賃金体系の複雑さ
3. 明細を持参か、宅急便で送ったり、郵便で送ってもいいかどうか

■ 就業規則・諸規程作成

就業規則	報酬額 220,000 円～55,000 円
臨時社員就業規則	110,000 円～33,000 円
賃金規程	165,000 円～33,000 円
退職金規程	110,000 円～33,000 円
育児・介護休業規程	77,000 円～33,000 円
その他の規程	110,000 円～22,000 円



■ 労使協定など書類の作成、監督署への届出・報告

- 就業規則届(意見書を含む) ○時間外労働協定届
- 裁量労働制に関する協定届 ○フレックスタイム制協定書 ○その他協定書

上記、関係法令に基づく諸届等については、1 件について 22,000 円が標準となっていますが、内容に応じて協議とします。

■ 単発の業務

例1)	相談、役所書類提出、企業訪問 1 回 5,500 円+交通費(実費) 書類作成 5,500 円(簡単なもの) " 6,600 円～22,000 円(複雑なもの)
例2)	助成金申請 原則として、助成金の 2 割～3 割 詳細は、内容によって協議

みずき&ビークス社会保険労務士法人
名古屋市中区錦 2-8-24
オフィスオオモリ1003号室
TEL 052-211-6657・FAX 052-201-0576